



私たちの生活に欠かすことができない「水」

6月1日～7日は水道週間です。大切な資源「水」を守るためご協力をお願いします。
第65回水道週間スローガン「水道水 安心・安全 これからも」

水道の利用に当たって お問い合わせ●生活環境課水道係 ☎ 76-5406

こういった場合は手続きが必要です！

届出Q&A



様式はこちら

Q 水道を使いたい

A 利用開始には「水道開栓届」が必要です。使用する3日前(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)までに届け出をしてください。
※アパートの水道開閉栓の作業は管理会社で行っている場合があります。その場合は届け出の必要はありませんので事前に確認をお願いします。

Q 引っ越すので水道を止めたい

A 利用停止には「水道閉栓届」が必要です。この届け出がない場合、水を使っていなくても基本料金がかかりますので、ご注意ください。

Q 名義が亡くなった人の名前になっている

A 名義変更には「水道加入者名義等変更届」が必要です。また、売買や相続によって所有者が変更になった場合もこの届け出が必要です。

納付忘れ防止に

便利な「口座振替」をご利用ください。以下の取扱金融機関窓口にて手続きができます。

取扱金融機関●千葉銀行・京葉銀行・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)の各本支店・かとり農業協同組合(多古支店のみ)

申し込みに必要なもの●預(貯)金通帳、通帳届出印
※口座の引き落とし日は、原則として偶数月の末日です。残高の確認をお願いします。末日が土・日曜日・祝日の場合は、その翌営業日です。

水道料金を滞納すると

水道料金を期限内に納付できないときは、事前にご相談ください。

相談なく滞納されると、給水を停止する場合があります。

毎年、小学生を対象に浄水場の見学を実施し、水への理解を深めています。



sui 多古水の販売店募集中！

多古町のナチュラルミネラルウォーター「お米の町の天然水多古水」が好評販売中です。

3月にオープンした「TACO GLAMP」でも販売を開始しました！

さらに、販売店も募集していますので、詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

販売場所(店舗)

町内●道の駅多古あじさい館、白石菓子舗、多古町魅力発信交流館「たこらほ」、セブン-イレブン多古十余三店、セイミヤ多古店、TACO GLAMP

町外●成田空港温泉「空の湯」、道の駅いちかわ、NEW DAYS 成田、航空科学博物館
成田空港●Fa-So-La KAGURA (第3ターミナル2階)

※自動販売機でも販売しています。詳しくはホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

お問い合わせ●生活環境課水道係 ☎ 76-5406

生産
14万本
突破！



男女共同参画を考えよう！

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

男女共同参画推進本部(国)では、毎年6月23日から29日までの一週間、「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、男女共同参画への理解を深めることを目指しています。

町立図書館にて男女共同参画コーナーを設けています。ぜひ、お立ち寄りください。

令和5年度多古町男女共同参画推進事業講演会

講演 生きるということ

～災害が発生したら、あなたは本当に生き残ることができますか？～

日時●7月9日(日)午後2時～3時30分(開場：午後1時30分)

場所●コミュニティプラザ3階 多目的ホール

講師●八街市社会福祉協議会

ボランティアコーディネーター いまい かずよ 今井 和代 氏

入場料●無料 定員●80人

申込方法●①申込フォーム(QRコードを読み取り、必要事項を記入し送信)

②メール(件名を「男女共同参画講演会参加希望」とし、氏名、年齢、住所、電話番号を記入し送信)

③FAX(広報たこ6月号に同封のチラシに必要事項を記入し送信)

④電話

※空席がある場合は当日入場可



申し込みはこちら

【講師プロフィール】

成田市生まれ。18歳で佐倉市外二町消防組合(現：佐倉市八街市酒々井町消防組合)入職。以後42年間の予防・警防・総務などの消防業務の中で「防火」「防災」「消防広報」を担当する。現在は、八街市社会福祉協議会ボランティアコーディネーターとして日常のボランティア活動のコーディネートに加え、地域の防火・防災意識を高めるための講演活動を行っている。

お問い合わせ●企画政策課企画政策係 ☎ 76-5417 FAX 76-7144

✉ kikaku-seisaku@town.tako.chiba.jp

国民年金保険料の「産前産後期間免除制度」をご存じですか？

国民年金第1号被保険者*1が出産した場合、出産前後一定期間の国民年金保険料が免除されます。この免除期間は、保険料を納めた期間に含まれ、将来受け取る年金額に反映されます。

免除対象期間

出産予定日または出産月の前月から4カ月間(双子などの場合は3カ月前から6カ月間)が対象で、申請により保険料が免除されます。

(死産、流産、早産、人工妊娠中絶された場合を含みます。※妊娠85日以上)

対象となる方

国民年金第1号被保険者*1で出産日が平成31年2月1日以降の方

*1 [第1号被保険者]

自営業者、農林漁業者、学生、無職の方
(20歳以上60歳未満)

申請時期

出産予定日の6カ月前より
(出産後の申請もできます)

届出先

住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口

申請の際に必要なもの

年金手帳、本人確認のためマイナンバーカードなど
【出産前の場合】母子健康手帳
※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日や親子関係が分かる書類が必要です。

お問い合わせ●

住民課国保年金係 ☎ 76-5405

佐原年金事務所 ☎ 0478-54-1442